

○水道事業条例

昭和47年6月1日
条例第1号

目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第4条～第13条)
- 第3章 給水(第14条～第29条)
- 第4章 料金及び使用料等(第30条～第43条)
- 第5章 管理(第44条～第51条)
- 第6章 貯水槽水道(第52条・第53条)
- 第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準(第54条～第56条)
- 第8章 補則(第57条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 西空知広域水道企業団(以下「企業団」という。)水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものとする。

(給水装置の定義)

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために企業長の施設した配水管から分岐して、設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所で専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置の新設等」という。)しようとする者は、企業長の定めるところによりあらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、企業長が別に定めるものについては、この限りではない。

(給水装置の新設等の費用負担)

第5条 給水装置工事に要する費用は、当該工事により給水装置の新設等をしようとする者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業団においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に企業長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により企業長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第6条の2 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。
(工事費の算出方法)

第7条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額に消費税及び地方消費税の合計額に相当する額(消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条の規定により算出される額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出される額を合わせた額をいう。以下「消費税及び地方消費税」という。)を加算した額とする。ただしその額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、企業長が別に定める。
(工事費の予納)

第8条 企業長に給水装置の工事を申し込む者(以下「工事申込者」という。)は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長が特にその必要がないと認めたときはこの限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算し、過不足あるときは、これを還付又は追徴する。ただし、その額がこれに要する費用に満たないときは、還付又は追徴しないことができる。
(給水装置所有権移転の時期)

第9条 企業長が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事費が完納になったときとし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても給水装置の新設等をしようとする者の責任とする。

第10条 削除

- (給水装置の位置)

第11条 給水装置の位置は、給水装置の新設等をしようとする者が指定するものとする。ただし、企業長は、その位置が設計施工上不適当であると認めたときは、変更させることができる。

- (給水装置の分岐)

第12条 他人の給水装置から分岐して給水を申込もうとするときは、その所有者の承認を受けなければならない。

2 前項の所有者が給水装置を廃止し、又は変更し、若しくは撤去するときは、あらかじめ分岐装置者にその旨を通知しなければならない。

3 前項の場合において分岐装置者が給水管取得の手続きをしないときは、水道の使用を廃止したものとみなす。
(給水装置の変更等の工事)

第13条 企業長は配水管の移設、その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても給水装置工事を施行することができる。

2 前項の給水装置工事に要する費用は、当該工事の施行を必要とさせた者の負担とする。

第3章 給水

- (給水の原則)

- 第14条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。
- 2 特に多量の水を使用するものに対しては、前項の規定にかかわらず水量を制限することができる。
- 3 第1項及び前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
- 4 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、企業団はその責任を負わない。
(給水の申込み)

- 第15条 水道を使用しようとするものは企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。
(給水装置の所有者の代理人)

- 第16条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は企業長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため町内に居住する代理人を置かなければならぬ。
(管理人の選定)

- 第17条 次の各号の一に該当するものは、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、企業長に届出なければならない。
- (1) 給水装置を共有する者
(2) その他企業長が必要と認めた者
- 2 企業長は、前項の管理人を不適当と認めたときは変更させることができる。
(水道メーターの設置及び管理)

- 第18条 給水量は、水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、企業長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。
- 2 メーターの設置箇所は、企業長が定める。
- 3 メーターの設置に要する費用は、給水装置の所有者の負担とし、修理及び取替えに関しては別に定めるところによる。
- 4 メーターは、水道使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させるものとし、保管者は善良な注意をもってこれを管理し、異常があるときは直ちに企業長に届出なければならない。
- 5 保管者が、前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又は棄損した場合は、その損害を弁償しなければならない。
(メーターの貸与)

- 第19条 工事用水又はその他の臨時の給水若しくは特に企業長が認めた場合、メーターは、企業長が設置して、水道使用者等に保管させる。
- 2 前項の保管には、前条第4項及び第5項の規定を準用する。
(水道の使用中止変更等の届出)

- 第20条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ企業長に届出なければならない。
- (1) 水道の使用をやめるとき。
(2) 用途を変更し、又は料率の異なる2種類以上の用途に使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに企業長に届出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
(3) 消防用として水道を使用したとき。
(4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。
(専用栓の共同使用)

- 第21条 専用栓を2世帯以上で給水を受けようとするときは、所有者又は管理人の承認を得て、又は連署のうえ代表者1人を定めて企業長に届出なければならない。代表者を変更し、又は使用者に変更があったときも同じである。

- 第22条及び第23条 削除
(私設消火栓の使用)

- 第24条 私設消火栓は、消防又は消防演習その他企業長が特に許可した場合のほかは使用することができない。
- 2 消防のため私設消火栓を使用したときは、直ちに企業長に届出なければならない。
 - 3 消防演習等のため私設消火栓を使用しようとするときは、その2日前までに企業長に届出てその許可を受けなければならない。
 - 4 前項の場合においては企業長の指定する職員の立合いを要する。
(給水の用途以外の使用禁止)

第25条 使用者は、企業長に届出た給水の用途以外の用途に、水道を使用してはならない。ただし、企業長が特にその使用を認めた場合はこの限りでない。
(給水の売買禁止)

第26条 給水は売買することはできない。

第27条 削除

(水道使用者等の管理上の責任)

- 第28条 水道使用者等は、善良な注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに企業長に届出なければならない。
- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、企業長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
 - 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

- 第29条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び使用料等

(料金、使用料及び休栓料の納入義務)

- 第30条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。
- 2 水道を使用する貸家、貸間を営む管理者は、入居者の料金納入について連帶責任を負うものとする。
 - 3 私設消火栓の水道料金は、消防及び消防演習以外の目的に使用した場合に限り徴収する。
 - 4 メーター使用料(以下「使用料」という。)は、第19条第1項によりメーターの貸与を受けたものから徴収する。
 - 5 休栓料は、第20条第1項によって水道の使用を一時やめているとき、水道使用者等から徴収する。

(料金等)

- 第31条 料金、使用料及び休栓料(以下「料金等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額に、消費税及び地方消費税を加算した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 料金 別表第1の1に規定する基本料金と超過料金との合計額
- (2) 使用料 別表第1の2に規定する額
- (3) 休栓料 別表第1の3に規定する額

(料金等の算定)

- 第32条 企業長は、毎月の定例日にメーターの計量を行い料金を算定しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、企業長は、定例日以外の日に計量を行うことができる。

- 2 メーター計量の定例日は、料金算定の基準として企業長が別に定めるものとする。
- 3 每月メーターの計量を行うものの料金は、その使用水量をメーター計量を行った日の属する月分として算定する。
- 4 使用料及び休栓料の算定期間は、前項の料金算定の期間を準用する。

(使用水量及び用途の認定)

- 第33条 企業長は、次の各号の一に該当するときは使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 臨時の給水でメーターを装置しないとき。
- (4) 冬期間雪害及び凍結のため計量不能のとき。
- (5) その他企業長が必要と認めたとき。

(特別な場合における料金の算定)

第34条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 新たに使用を開始する場合は、使用開始の日よりメーター計量日までの日数が15日以下であるときは、別表第1の1に規定する基本水量及び基本料金は半月分とし、16日以上のときは1か月分として計算し徴収する。
 - (2) 使用をやめた場合は、その時期が計量日以後15日以内のときは、別表第1の1に規定する基本水量及び基本料金は半月分とし、16日以上のときは1か月分として計算して徴収する。
- 2 超過水量に対しては、超過料金による。
- 3 臨時料金を徴収するものは、そのつどメーターを計量してこれを算定する。
- 4 別表第1の1の料金は、前各項の規定を準用する。

(兼用メーターによる料金の算定)

第35条 1箇のメーターを料率の異なる2種以上の用途に兼用したときは、企業長において料金の区分を認定してこれを徴収する。

- 2 前項の場合における基本料金は、各用途別に徴収する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第36条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(基本料金徴収の原則)

第37条 第15条による使用開始の申込みを行わずに使用開始した場合は、前使用者に引き続き使用したものとみなす。

- 2 第20条第1項による届け出がないときは、給水装置を使用していない場合であっても料金を徴収する。

(料金の徴収期日)

第38条 料金は、毎月、末日までに当月分を徴収する。

(料金等の徴収方法)

第39条 料金は、納入通知書に基づく払込み又は口座振替の方法により毎月徴収し、料金以外のものにあっては、同様の方法により隨時徴収する。ただし、企業長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第40条 手数料は、次の各号の区別により申込者から申込みの際、別表第2に定める額を徴収する。

- (1) 第6条第1項の指定をするとき。
- (2) 第6条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。
- (3) 第6条第2項の工事の検査をするとき。
- (4) 第24条第4項の消防演習の立会いをするとき。
- (5) 第45条第2項の確認をするとき。

- 2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(料金その他の督促)

第40条の2 料金等、手数料及び過料(以下「料金その他」という。)を滞納したときは企業長は期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の督促状を発した場合は、督促手数料として督促状1通につき別表第3に定める額を徴収する。

第40条の3 料金その他を納期限後に納入する場合においては当該納付金額にその期間に応じ当該金額が100円以上であるときは100円(100円未満の端数があるときは、これを切捨てる。)について1日4銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においてはこの限りでない。

第41条 削除

(メーター検査に伴う料金の徴収)

第42条 企業長は、第29条第1項によりメーターの検査を行った結果、水量の差が100分の4以内のときは、料金は更正しない。

2 水量の差が100分の4をこえたときは、前回計量後の使用水量を更正する。

(軽減又は免除)

第43条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金その他を軽減又は免除することができる。

2 企業長は、水道使用者が次の各号の一に該当する者から軽減の申請があったときには、その者の基本料金を軽減することができる。

(1) 生活保護世帯

(2) 70歳以上の単身世帯

(3) 母子家庭又は父子家庭のうち児童扶養手当の受給者

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第44条 企業長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置をさせ、又は自らこれをすることができる。

2 前項に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第45条 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係わるものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第46条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が、第7条の工事費、料金その他を納入期限までに納入しないとき。

(2) 水道の使用者が正当の理由がなくて第32条の使用水量の計量又は第44条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合等において警告を發してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第47条 企業長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要あると認めたときは、給水の使用を廃止したとみなし、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込がないと認めたとき。

(2) 給水装置所有者が90日以上所在不明で、かつ、水道使用者がいないとき。

2 前項の場合にあっては、給水装置所有者にその旨通知し、通知を発した日から10日を経過したときでなければ、これを切り離すことができない。ただし、給水装置所有者の所在が不明等の理由により通知できないときには、公示をもって通知に代えることができる。

3 第1項の規定による切り離しに要した費用は、給水装置所有者の負担とする。ただし、企業長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(過料)

第48条 企業長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなくて第18条第2項のメーターの設置、第32条の使用水量の計量又は第44条の検査又は第46条及び第47条の給水停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第28条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第7条の工事費、料金その他の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) 私設消火栓の鍵を売買又は貸与し、若しくは偽造して不正に水を使用したとき。
- (6) 企業長の承認を得ないで私設消火栓を使用し、又は消防の目的以外に封かんを破棄したとき。

(料金を免かれた者に対する過料)

第49条 企業長は、詐偽その他不正の行為によって料金その他の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

(違背行為における料金)

第50条 違背行為が前2条に該当する場合は、企業長の認定によって料金を徴収する。

(水道施設の損壊者に対する損害賠償)

第51条 企業団の水道施設を損壊し、又は機能に障害を与えた者に対してその復旧に要する損害額(認定水量による料金も含む。)を賠償させることができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して前項の損害を与えたときは、行為者と共にその法人又は人もその責めを負わなければならない。

第6章 貯水槽水道

(企業団の責務)

第52条 企業長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に對し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第53条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第54条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第55条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第56条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学、及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第8章 補則

(施行細目)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第1号)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 別表第1中、1及び2の改正については、昭和52年4月分の水道料金から適用する。ただし、隔月にメーター計量を行うものの料金で、その計量の日が昭和52年4月に該当する場合、第32条第4項の規定にかかわらず前月分の基本料金及び当月分の使用水量から基本水量を控除した水量の2分の1の水量の料金は改正前の料金によるものとする。

附 則(昭和55年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年条例第1号)

- この条例は、公布の日から施行し、昭和59年6月1日から適用する。
- 別表第1中1及び2の改正については、昭和59年6月分の水道料金から適用する。ただし、隔月にメーター計量を行うものの料金で、その計量の日が昭和59年6月に該当する場合、第32条第4項の規定にかかわらず前月分の基本料金及び当月分の使用水量から基本水量を控除した水量の2分の1の水量の料金は、改正前の料金によるものとする。

附 則(昭和60年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第1号)

- この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の新竜水道企業団水道事業条例(以下「改正後の条例」という。)第31条の規定は平成元年7月として徴収する料金等から適用する。ただし、隔月メーター計量を行うものの水道料金で計量日が平成元年7月に該当する場合の超過料金は、改正後の条例規定にかかわらず改正前の条例の料金に、改正後の条例の料金を加えた合計額を2で除して得た料金によるものとする。

附 則(平成元年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年条例第2号)抄

- この条例は、平成7年3月28日から施行する。

附 則(平成7年条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第1号)

(施行期日)

- この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(料金等に関する経過措置)

- 改正後の水道事業条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に係わらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係わる料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間月数を乗じて計算した金額に係わる部分に対応する部分に限る。)については、なお改正前の規定による。

- 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成10年条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日より施行する。

附 則(平成12年条例第1号)

- この条例は、平成12年4月1日より施行する。

- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第2号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

(料金に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の水道事業条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の1の規定は、平成18年4月1日以後に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金について適用する。

(料金に関する特例)

3 この条例による改正後の条例別表第1の1の規定は、平成18年4月1日から平成20年3月31までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金に限り、別表第1の1の表中「2,250円」とあるのは「2,100円」と、「280円」とあるのは「260円」と、「1,670円」とあるのは「1,560円」と、「4,800円」とあるのは「4,420円」と、「300円」とあるのは「280円」と、「21,250円」とあるのは「19,550円」と、「210円」とあるのは「200円」と、「630円」とあるのは「580円」とする。

附 則(平成25年条例第1号)

(施行月日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第2号)

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)の施行の日から施行する。

附 則(平成28年条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第3号)

(施行期日)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第1号)

(施行期日)

この条例は、水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の施行の日から施行する。

別表第1

1 専用栓給水装置水道料金

用途別	基本料金(1カ月につき)		超過料金	摘要
	基本水量	料金		
家事用	8立方メートルまで	2,250円	1立方メートルにつき 280円	ただし、 <u>第43条</u> に該当するものは、基本料金1,670円とする。
業務用	16立方メートルまで	4,800円	1立方メートルにつき 300円	
浴場用	100立方メートルまで	21,250円	1立方メートルにつき 210円	
臨時用	1立方メートルにつき 630円			

2 メーター使用料

口径	1カ月の使用料	口径	1カ月の使用料
13ミリメートル	200円	50ミリメートル	2,000円
20ミリメートル	300円	75ミリメートル	2,300円
25ミリメートル	350円	100ミリメートル	2,700円
40ミリメートル	400円		

3 休栓料

1か月につき300円

別表第2

1 第6条第1項の指定をするとき

新規の指定	1件につき10,000円
更新の指定	1件につき5,000円

2 第6条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき

新設工事

メータ一口径40ミリメートル未満 1件につき4,000円

メータ一口径40ミリメートル以上 1件につき8,500円

改造工事 1件につき 2,200円

撤去工事 1件につき 900円

3 第6条第2項の工事の検査をするとき

新設工事

メータ一口径40ミリメートル未満 1件につき7,600円

メータ一口径40ミリメートル以上 1件につき14,800円

改造工事 1件につき4,900円

撤去工事 1件につき900円

4 第24条第4項の消防演習の立会いをするとき

1回2,000円とし、休日及び時間外の場合は、その5割増とする。

5 第45条第2項の確認をするとき

企業長がその都度別に定める額

備考

1 メーターを設置しない新設工事の場合は、当該新設する給水管の最大口径をもってメータ一口径とみなす。

2 メーター1個、1戸又は1箇所をもって1件とする。

別表第3

1 督促手数料

督促状1通につき 手数料 300円